

## 建設労働者確保育成金(新分野教育訓練コース(経費・賃金助成))計画届

労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成金(新分野教育訓練コース(経費・賃金助成))の計画の届出を行います。

(届出年月日) 平成 年 月 日

届出者	<p>① (フリガナ) 事業主の名称 (フリガナ) 代表者の役職名及び氏名 所 在 地 <small>代理人又は提出代行者・事務代理者の名称</small> (フリガナ) 氏 所 在 地 教育訓練を行う事業所名等</p>	<p>〒 (電話) 〒 (電話)</p>	<p>印 印</p>	③ 事業内容			
				イ 雇用保険適用 事業所番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
				ロ 業種		ハ 常用労働者数	人
				ニ 資本金・ 出資総額	万円	ホ 雇用保険料率	1,000分の
				ヘ 建設業許可番号	大臣知事		
② 担当者の職名及び氏名	イ職名 口氏名	④ 本事業の実施や対象労働者に関する公共機関からの補助や助成金の有無 有(名称: ) 無					
新分野事業の進出計画	⑤ 新分野事業の内容						
	⑥ 新分野事業進出の経営方針						
	⑦ 新分野事業進出計画				日本標準産業分類(中分類)		
教育訓練の実施計画	⑧ 教育訓練を行う目的						
	⑨ 教育訓練の内容		⑩ 実施の方法(事業所内訓練、事業所外訓練又は事業所外訓練の委託)	⑪ 実施予定月日・日数		⑫ 実施予定時間数	
				平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日)		時間	
	⑬ 部外指導員・講師所属・氏名		⑭ 教育訓練実施予定施設名 〒 (電話)	⑮ 本人負担の有無		有・無	
	⑯ 受講予定者						
	氏名	雇用保険被保険者番号	氏名	雇用保険被保険者番号			
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				

労働局処理欄	受理年月日 平成 年 月 日		番号		
	局長	部長	課長	補佐	係長
					担当

## 1 提出上の注意

- (1) この建設労働者確保育成助成金（新分野教育訓練コース（経費・賃金助成））は、次のいずれにも該当する、建設事業としての雇用保険料が適用される中小建設事業主に支給するものです。
  - イ 建設事業ではない事業であって、事業主が現に営んでいないもの（以下「新分野事業」という。）を新たに開始するものであり、対象訓練の終了した日の翌日から起算して1年以内に新分野事業に必要な許認可の取得又は売上が計上され、新分野事業を営む実態を有するものである（以下「新分野事業進出」という。）こと。
  - ロ 対象訓練の実施に関する計画を策定し、当該計画に基づく対象訓練を終了した日の翌日から起算して1年以上継続して対象労働者を新分野事業進出準備及び進出後の業務に従事させるために雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用等）することが確実であると認められること。
- (2) この計画届は、新分野事業に係る教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに管轄労働局又はハローワークに提出してください。
- (3) この計画届には、訓練計画届のほか建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、決算書（事業報告）、会社案内等）、新分野事業に進出するための具体的な事業計画（人員配置、設備導入、資金調達、行政への許認可等の取得に関する方法、新分野事業進出までのスケジュール等）、教育訓練指導員又は講師の要件を確認できる書類も併せて提出して下さい。
- (4) 当該届出後、訓練計画届の内容を変更する場合は、対象訓練を開始する前日までに、変更内容を「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届（建助様式第8号）」に記載して届け出てください。

## 2 記入上の注意

- (1) ①「届出事業主」欄は、当該訓練計画に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印してください。  
届出者が代理人の場合、「届出事業主」欄に当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、代理人の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付してください。  
申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に代行者等の押印等をして下さい。
- (2) ③「事業内容」欄は、次により記入してください。  
イ ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入してください。  
ロ ハ「常用労働者数」欄の常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。  
ハ ニ「資本金・出資総額」欄は、訓練計画届時における資本金又は出資の総額を記入してください。
- (3) ④「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (4) ⑤「新分野事業の内容」欄は、新たに開始する新分野事業の内容について記入してください。
- (5) ⑥「新分野事業進出の経営方針」欄は、新分野事業の経営上の位置付けや目標等について記入してください。
- (6) ⑦「新分野事業進出計画」欄は、新分野事業進出に関する計画の具体的な内容（開始時期等）を記入してください。
- (7) ⑧「教育訓練を行う目的」欄は、新分野事業へ従事するために教育訓練を行うことが必要な理由や目的を記入してください。
- (8) ⑨「教育訓練の内容」欄は、実施予定の教育訓練の内容を記入してください。
- (9) ⑩「実施の方法」欄は、事業主が自ら事業所内で実施する場合は「事業所内訓練」、事業所外の教育訓練施設等において行う場合は「事業所外訓練」、教育訓練施設等に委託して行う場合は「事業所外訓練の委託」と記入してください。
- (10) ⑪「実施予定月日・日数」欄は、実施予定月日と延べ日数を記入してください（賃金助成の対象となるのは3時間以上訓練した日であり、一の対象訓練について一人あたり40日を限度としています。）。
- (11) ⑫「実施予定時間数」欄は、実施予定延べ時間数を記入してください（助成対象は一の教育訓練について10時間以上です。）。
- (12) ⑬「部外指導員・講師」欄は、指導員・講師の所属、氏名を記入してください。
- (13) ⑭「教育訓練実施予定施設名」欄は、事業所外訓練を行う場合に記入してください。
- (14) ⑮「本人負担の有無」欄は、受講予定者の負担の有無を記入してください。
- (15) ⑯「受講予定者」について、助成の対象となる労働者は、対象事業主が対象訓練を開始する日の前日から起算して1年間以上継続して常時雇用する建設労働者であって、かつ、1年間以上継続して雇用保険の被保険者である必要があります。また、人数については、常用労働者数の4分の1が上限となります。
- (16) 教育訓練を複数回実施する場合は、「教育訓練の実施計画」欄をその回数に応じて適宜、別紙として作成してください。

## 3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。